

事 務 連 絡

平成24年12月13日

北海道労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年2月21日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 北海道労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件請求人の [] 胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。
療養補償給付については、 []
[] を
支給対象とすること。

事務連絡
平成24年12月13日

千葉労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年11月26日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2
のとおり回答する。

記

- 1 千葉労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。
療養補償給付については、

が支給対象となること。

また、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日については休業補償
給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請
求勧奨されたい。

事 務 連 絡
平成24年12月13日

愛知労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年5月21日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 愛知労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 [] 中皮腫 []
[] ことから、
業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡
平成24年12月13日

愛知労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について (回答)

平成24年11月13日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2
のとおり回答する。

記

- 1 愛知労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件請求人の [] 胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。
療養補償給付については、 []

[]
が支給対象となること。

また、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日については休業補償
給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請
求勧奨されたい。

事務連絡
平成24年12月13日

兵庫労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年5月17日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 兵庫労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 []

よって、石綿による肺がんとは認められないため、業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

事務連絡
平成24年12月13日

岡山労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について (回答)

平成24年11月12日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 岡山労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。

療養補償給付については、

を
支給対象とすること。

なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。

事 務 連 絡

平成24年12月13日

広島労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について (回答)

平成23年2月14日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 広島労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案

2 本件については、 []

[] ことから、業務における石綿ばく露により肺がんを発症したものと認めることは困難である。

したがって、業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

